

令和6年那審第11号

裁 決
作業船A浸水事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年12月5日06時10分

沖縄県名護市辺野古東部

2 船舶の要目

船 種 船 名 作業船A

総 ト ン 数 19トン

全 長 14.50メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1,103キロワット

3 事実の経過

Aは、平成7年10月に進水し、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した鋼製作業船で、a受審人ほか1人が乗り組み、埋立工事に係る作業の目的で、船首1.0メートル船尾2.3メートルの喫水をもって、令和5年12月3日16時30分沖縄県名護市辺野古東部の工事用栈橋（以下「K9栈橋」という。）を発し、同県大浦湾の埋立工事現場で作業を行ったのち、翌4日14時00分K9栈橋に帰栈した。

ところで、a受審人は、平素、Aに乗船して台船のえい航や作業員の搬送等の作業に従事し、作業終了後、K9栈橋に係留中の台船にAに係留したのち、無人の状態としていた。

また、当時、K9栈橋には、船首を227度（真方位、以下同じ。）に向け、係留索及び錨索を複数本使用し、当直員2人が在船する全長60.0メートル幅20.0メートルの鋼製台船Bが船首着けで着栈していた。

a受審人は、14時30分長島灯台から315度1.14海里の地点で、船首を227度に向け、船首部2本及び船尾部1本の係留索をそれぞれ使用し、Bの右舷後部に左舷着けで係留した。

係留したとき、a受審人は、沖縄本島北部及び名護市に強風及び波浪注意報が発表され、最大瞬間風速が毎秒15メートルに達し、風浪により船体が動揺するおそれがあったが、目視した海上の様子から時化ることはないものと思い、気象庁ホームページで警報及び注意報の発表状況を確認するなど、気象情報の入手を十分に行わないまま、下船した。

こうして、a受審人は、Aを無人の状態に係留中、次第に強まった風浪により船体が動揺してBと接触し、翌5日06時10分長島灯台

から315度1.14海里の地点において、Aは、船首が227度を向いたまま、左舷船尾外板に生じた亀裂から海水が機関室に流入し、同室に浸水した。

当時、天候は曇りで風力2の北西風が吹き、潮候はほぼ低潮時であった。

その結果、Aは、主機等に濡損を、左舷船尾外板に凹損等を、Bは、右舷後部外板に凹損等をそれぞれ生じた。

a 受審人は、自宅で休んでいたところ、B当直員から電話で連絡を受け、浸水の事実を知り、急ぎAに赴き、事後の措置に当たった。

(原因及び受審人の行為)

本件浸水は、名護市辺野古東部のK9栈橋において、強風及び波浪注意報が発表された状況下、作業を終えてBに係留する際、気象情報の入手が不十分で、Aを無人の状態としてBに係留中、風浪により船体が動揺してBと接触し、左舷船尾外板に生じた亀裂から海水が機関室に流入したことによって発生したものである。

a 受審人は、名護市辺野古東部のK9栈橋において、強風及び波浪注意報が発表された状況下、作業を終えてBに係留する場合、風浪により船体が動揺するおそれがあったが、気象庁ホームページで警報及び注意報の発表状況を確認するなど、気象情報の入手を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、目視した海上の様子から時化ることはないものと思い、気象情報の入手を十分に行わなかった職務上の過失により、Aを無人の状態としてBに係留中、風浪により船体が動揺してBと接触し、左舷船尾外板に生じた亀裂から海水が機関室に流入し、同室に浸水する事態を招き、A及びBに損傷をそれぞれ生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年1月16日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也